「少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）」に改める。

様式第五号中

当期純利益（又は当期純損失）	×××
××	×××
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	×××
××	×××
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	×××

を

当期純利益（又は当期純損失）	×××
××	×××
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	×××
××	×××
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	×××

に、

改める。

様式第五号の二中「少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）」を「当期純利益（又は当期純損失）」に、「××」を「当期純利益（又は当期純損失）」に改める。

様式第六号中「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改める。

様式第六号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改め、同様式記載上の注意5．中「以下」の次に「5．において」を加え、同記載上の注意6．中「記載すること」を「記載すること。」に改め、同記載上の注意中6．を7．とし、5．の次に次のように加える。

6．会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当連結会計年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

様式第七号中「少数株主への配当金の支払額

「非支配株主への配当金の支払額	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××
××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××

」を

「非支配株主への配当金の支払額	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××
××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××

」に

改める。

様式第八号中「少数株主への配当金の支払額

「非支配株主への配当金の支払額	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××
××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××

」を

「非支配株主への配当金の支払額	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××
××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××

」に

改める。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の十中「第一項（第九号を除く。）、第二項及び第三項」を「第一項から第四項までの規定」に、「同項第九号中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、同項第十号及び同条第四項」を「同項第十一号及び同条第五項」に、「同条第一項第十号及び第二項第一号」を「同号及び同条第三項第一号」に改める。

第五十三条第一項中「その他これらに準ずる権利」を「その他これらに準ずる権利」に改める。

様式第六号中「当期純利益」を「中間純利益」に改め、同様式記載上の注意中6．を8．とし、5．の次に次のように加える。

6．遡及適用及び修正再表示（以下6．において「遡及適用等」という。）を行った場合には、前中間会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

7．会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第二条第九号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「属しない」を「帰属しない」に改める。

第十条第一項第四号及び第五項中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

第十七条の四中「同条第一項（第十号を除く。）、第二項及び第三項」を「同条」に、「同項第十号中「連結会計年度の翌連結会計年度以降」とあるのは「中間連結会計期間の末日後」と、同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

第十七条の六中「財務諸表等規則第八条の二十（第三項を除く。）」を「連結財務諸表規則第十五条の十四」に、「事業年度」を「連結会計年度」に改める。

第四十四条及び第四十五条の四（見出しを含む。）中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第六十四条第三項中「少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額」を「中間純利益金額又は中間純損失金額」に改め、同条第四項中「税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属する金額」を「中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額」に、「少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額」を「中間純利益金額又は中間純損失金額」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　中間純利益金額又は中間純損失金額に中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額として記載しなければならない。

第七十条の四中「少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失」を「中間純利益又は中間純損失」に改める。

第七十条の六第一項中「少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額」を「中間純利益金額又は中間純損失金額」に改め、同条第二項中「株主に属する金額及び少数株主に属する金額」を「株主に係る金額及び非支配株主に係る金額」に改める。

第七十二条第一項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第七十三条第四項中「中間純利益金額又は」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する」に改める。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節　非支配株主持分

第七十七条中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

様式第四号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

様式第五号中

「少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	×××
少数株主利益（又は少数株主損失）	×××
××	×××
中間純利益（又は中間純損失）	×××

を

「中間純利益（又は中間純損失）	×××
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	×××
××	×××
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	×××

に、

改める。